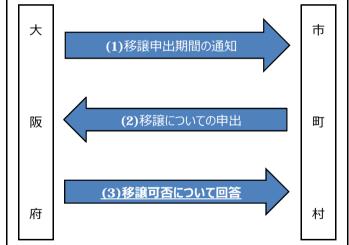
権限移譲に関する手続きについて

権限移譲に関する根拠法

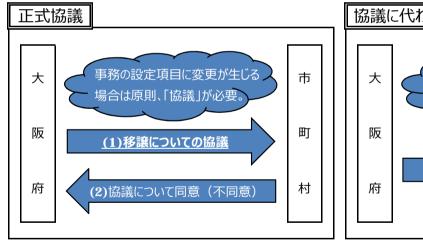
- ■地方自治法 第252条の17の2
- 1 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、**条例の定めるところにより**、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、 当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。
- 2 前項の条例(同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を 含む。以下本節において同じ。)を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる**市町村の長に協議**しなければ ならない。

「大阪版地方分権推進制度実施要綱」において定めている権限移譲に係る「協議」手続きは以下の通り

申出(新規移譲)



協議(法改正等)



移譲に伴う財源措置

■地方財政法 第28条

都道府県がその事務を市町村が行うこととする場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じなければならない。

⇒「大阪版地方分権推進制度実施要綱 |において、積算方法を規定。 【経常的経費】人件費·事務費·固定経費 【初期的経費】